

利根川下流総合管理所船舶点検整備業務

見 積 仕 様 書

令和 7 年 7 月

独立行政法人水資源機構
利根川下流総合管理所

第1章 総則

第1節 適用

1-1 適用

1. この仕様書は、利根川下流総管船舶点検整備業務（以下「本業務」という。）に適用する。

第2節 履行場所

茨城県稲敷市上之島 3 1 1 2 利根川下流総合管理所
千葉県香取郡東庄町新宿 2 2 7 6 利根川河口堰管理所

第3節 履行期間

3-1 履行期間

1. 契約締結の翌日から令和8年3月25日とする。
なお、休日には、日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始休暇のほか、作業期間内の全土曜日を含んでいる。
履行期間には、履行に必要な実日数以外に契約変更手続き等に要する期間等として20日間を見込んでいる。

第4節 一般事項

4-1 履行範囲

本業務の履行範囲は、次表に示す船舶の点検、整備及び調整・試運転航行までの一切とする。また、各船舶の詳細については別紙-1「船舶一覧」のとおりとする。

履行場所	船舶の名称	内容	数量
利根川下流総合管理所	みずほⅡ	点検整備、試運転調整、回航	1 艇
	白帆	点検整備、試運転調整、回航、船舶検査代行	1 艇
利根川河口堰管理所	利根Ⅰ	点検整備、試運転調整、回航	1 艇
	利根2号	点検整備、試運転調整、回航	1 艇

4-2 業務数量

業務数量は、別添「業務数量総括表」のとおりとする。

4-3 提出図書

1. 業務着手前に、提出するもの
 - (1) 作業手順書(交換部品、補修方法及び) 1 部
2. 業務の進捗に合わせて提出し、承諾を受けるもの
 - (1) 交換部品等 2 部(1 部返却)
3. 業務の進捗に合わせて提出するもの
 - (1) 立会・確認依頼書、材料確認書、段階確認書 2 部(1 部返却)
4. 業務の完了時までに提出するもの
 - (1) 点検業務報告書(履行写真含む) 1 部
写真の内容は、点検・試運転履行中、交換部品、取付部品、不具合状況、整備の作業前・後及び船舶引き揚げ・下ろし作業とする。
受注者は、当該年度毎に点検業務報告書を作成するものとする。
 - (2) 電子媒体(履行写真) 2 部
5. 事故調査表(延べ労働時間報告) 1部(前月分を翌月5日までに)
6. 監督員の指示するもの 必要部数

第5節 立会による確認

受注者は、共通仕様書に定めるほか、次表の施工について、監督員の立会による確認を受けなければならない。この際、受注者は、種別、細別、立会項目等を事前に監督員へ書面により提出しなければならない。

ただし、監督員に通知後、監督員が立会に代わる他の方法を指示した場合は、この限りではない。

種 別	細 別	立会する工事内容	備 考
使用材料・部品	品質管理	使用材料・部品の規格、数量	材料確認書による
整備	品質管理	船体補修箇所確認	対象：利根Ⅰ

第6節 段階確認

1. 受注者は、次表の施工段階において、監督員の段階確認を受けなければならない。段階確認の実施日時及び実施箇所は、監督員が定めるものとする。

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目
点検・整備	品質管理	点検・整備完了時(船舶回航後)	点検・整備完了状況

第7節 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

1. 受注者において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。
また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
2. 1. により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
3. 1. 及び2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

第8節 現場発生品

本業務によって生じる現場発生品については、受注者の責任において適切に処分するものとする。

第9節 設計変更等

業務内容等の変更が生じた場合は、設計変更ならびに請負代金額の変更を行うことができるものとする。ただし、受注者からの発議に基づく設計変更のうち、監督員が設計図書に示した目的及び機能が同等であると判断し、承諾した仕様又は履行方法については請負代金額の変更を行わないものとする。

第10節 疑義等

本仕様書について疑義がある場合は、監督員と協議のうえ、決定するものとする。

第2章 点検・整備

第1節 主要仕様

本業務対象船舶の主要仕様は、別紙－1 船舶仕様一覧表に示すとおりとする。

第2節 点検内容

2－1 船体点検

目視により船体の変形、損傷、劣化等の有無を確認し、全体を清掃するものとする。

2－2 キャビン内清掃

キャビン内は清掃及び装備品類の整理整頓を行うものとする。

2－3 エンジン・ドライブ点検

別紙－2を参考に点検するものとし、必要な項目は適宜追加するものとする。

2－4 航行点検

点検完了後に河川内で航行確認を行い、エンジン等異常の有無を確認するものとする。

2－5 不具合発見時

点検整備報告書には不具合箇所の復旧に必要な部品(品番)、概算費用を明記し提出するものとする。

2－6 点検等作業条件

(1) 点検等作業にあたり保管場所から整備場所へ回航させる必要がある場合は、監督員の承諾を得たうえで行うものとする。

(2) 点検整備の日時は事前に監督員に報告し、承諾を得るものとする

第3節 整備等

3－1 取替部品

取替部品については、別紙－3「取替部品等一覧」に示すもの又は同等品以上のものとし、対象船舶に合致するものを使用するものとする。

3－2 船体船底塗装

利根Ⅰについては、別紙－4「船体船底塗装概略図」を参考に船底から喫水ライン＋5cmの範囲を船底塗装するものとする。なお、作業前に船底の付着物の除去、塗装は2回塗りを行うものとする。

3－3 船体補修

利根Ⅰについては、別紙－5「船体補修概略図」を参考に船体両側面(ガンネル上部含む)の接触痕等の傷の補修をFRP補修材料、パテ等を用いて行うものとする。

詳細な補修箇所については受注後、監督員立会のもと確認するものとするが、深い傷(ガラス繊維が露出する程度)は10箇所、浅い傷は30箇所を想定している。

なお、補修時の仕上げ塗装については補修対象箇所が隠れる程度の範囲とする。

3－4 係留ロープ・浮子取替

(1) 利根Ⅰ、利根2号については、別紙－6「係留ロープ・浮子交換図」を参考に船舶係留用ロープ及び浮子を取り替えるものとする。

(2) 係留ロープは、一箇所当り2重巻きとして、各々に浮子2個を取り付ける組み合わせとする。なお、浮子はロープからズレないように固定するものとする。

3－5 その他

本業務の履行にあたり、追加の整備、取替部品等が必要と判断した場合は、速やかに監督員に報告しその指示に従うものとする。なお、本業務で追加施工する場合は設計変更の対象とする。

第4節 作業条件

4-1 点検時期

点検整備時期については事前に監督員と打合せを行うものとし、各管理所の船舶は2艇同時に点検・整備を行わないものとする。

4-2 船舶の回航

点検等作業にあたり保管場所から整備場所へ回航させる際は天候に留意し、日没前に目的地に到着するように移動すること。なお、移動の為の燃料は機構が負担するものとするが、出港前に残燃料の確認を行うものとする。

4-3 保障

業務中に、業務目的物品に損傷を与えた場合、受注者の責において補修等を行うものとする。

第5節 異常発見時の対応

1. 本業務履行中に異常を発見した場合は直ちに監督員に報告し、その指示に従うと共に速やかにその状況写真を監督員に提出するものとする。
2. 点検の結果、不具合を発見した場合は、不具合状況、原因、修復若しくは改造方法、改善推奨時期及び概算費用等の検討資料を作成し、不具合報告書により監督員に報告するものとする。
3. 不具合箇所のうち、仕様書に示されている点検、整備作業を行う過程で実施可能な調整・小規模な修理等は本業務に含まれる。ただし、専門性が高い補修、修理の他、高度な技術調査・検討、新たな部品取替を要する作業又は相当の費用を要するものについては、別途監督員と協議のうえ設計変更の対象とする。

なお、調整・小規模な修理とは、汎用工具、調整用工具等による機器の調整、予備品の取替等による処置、並びに本業務履行により生じた塗膜損傷箇所の補修塗装をいう。

4. 本業務の履行期間中、点検作業時以外で点検対象船舶の故障や不具合等が発生した場合、監督員の指示により対応を要請することがあるので、速やかに対応するものとする。

第6節 船舶検査代行

受注者は、次表に示す船舶検査の申請手続き、検査手数料の支払い及び受検までの一切を代行するものとする。

なお、船舶検査手数料は本業務費に含まれるものとし、受注者の費用負担により支払うものとする。

船名	検査の種類	検査の時期	船舶検査手数料
白帆	中間検査	令和7年 8月20日から 令和8年 2月20日まで	19,200円 非課税 (船の長さ5m以上10m未満)

第7節 保障

業務中に業務目的物品に損傷を与えた場合、受注者の責において補修等を行うものとする。